

自動販売機を活用した OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備補助事業実施要綱

7 推推第 570 号 令和 7 年 11 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、「つながる東京」展開方針及び「つながる東京」3 か年のアクションプランに基づき、災害時やインバウンドの対応における通信多重化を推進するために、安全で利便性の高い国際規格である OpenRoaming に対応した公衆 Wi-Fi の都内全域への拡充に取り組んでいる。この取組を進めるため、人が多く集まる主要駅周辺や公園等において、自動販売機を活用して OpenRoaming 対応 Wi-Fi を整備する事業者の支援等を実施する。本要綱は、本事業の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 都は、人が多く集まる主要駅周辺や公園等に設置された自動販売機を活用し、OpenRoaming 対応 Wi-Fi の整備を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、当該整備に要する経費の一部を補助することにより支援する。

2 都は、前項の補助を受けて設置した OpenRoaming 対応 Wi-Fi の利用に関して、補助事業者に対して必要な指導監督を行う。

(事業実施主体)

第 3 条 事業実施主体は、自動販売機事業者（自動販売機の設置、運営、保守管理等を業として行う者をいう。）及び通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者をいう。）とする。

(事業の実施期間)

第 4 条 第 2 条第 1 項に掲げる事業の実施期間は、補助事業の完了した日の属する年度の末日までとする。

2 第 2 条第 2 項に掲げる事業の実施期間は、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 21 日から施行する。